第５章　文化財の保存・活用の措置

第４章で示した文化財の保存・活用に関する下記の５つの方向性に基づき、実施すべき措置を設定します。

〇方向性１：文化財を知るための様々な調査が行われている浜田

〇方向性２：個々の文化財が守り活かされている浜田

〇方向性３：文化財が災害等から守られている浜田

〇方向性４：文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田

〇方向性５：文化財がみんなに支えられている浜田

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものは、想定する財源の確保に努めます。

【措置の主体】

本計画の措置の多くは、文化財の所有者等や地域（住民・団体）の理解と協力、さらに、措置を実施するには所有者等や地域の支援・参加、本市との連携、つまり地域社会総がかりが重要となります。

こうしたことを前提とする中で、措置の主体は、いずれも本市となりますが、文化財の維持管理や修理、周辺の清掃美化、文化財を活かしたイベントの開催など、実際に措置を具体化するのは、その実質的な担い手となる所有者等や地域の住民・団体となる場合があります。また、文化財の調査や保存・活用においては、様々な分野の学識経験者や実務者等の専門家の支援・参加も必要となります。

このため、措置一覧表では、「措置の主体等」として、次の４つを示しています。

所有：文化財の所有者、管理者

地域：住民・地域団体、関係団体、民間企業等

専門：大学等研究機関、専門機関、学識経験者、実務者等

市：浜田市・浜田市教育委員会

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は、令和７年度(2025)から令和 17 年度(2035)の 11 年間です。

この計画期間を前期（６年間)、後期（５年間）に分け、各措置の実施時期を設定します。

〇前期（６年間)：令和７年度(2025)～令和 12 年度(2030)

〇後期（５年間)：令和 13 年度(2031)～令和 17 年度(2035)

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充し、優先度の高い実現可能な新たな措置に着手します。

後期においては、前期では実施が難しい又は時期的に後期に行うべき対応を実施し、次期計画での具体化を意図した検討・調整も行います。

今後、各措置の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び住民・地域団体や学識経験者等の意見を把握しながら、より詳細な措置の内容や実施時期（実施年度）を検討し、本市の実施計画に位置づけます。

【財源】

財源は、適宜、国・県と協議しつつ、担当課での予算の立案及び庁内における調整のもと確保に努めます。

財源には、国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関：国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等)、県（県費補助金）及び一般財源が柱となります。加えて、ふるさと納税、クラウドファンディング、その他の寄附よる財源確保も考えられます。

この他、住民・地域団体の活動に関しては、民間の助成団体による助成金等もあり、必要に

応じて、情報提供を行います。

一方、厳しい財政状況のもと、措置の実施年度の変更や期間の延長、措置の調整等が生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念、及びＰＤＣＡサイクルに即して、必要に応じて措置の見直しを行いつつ、実施を目指します。

措置の構成について

…「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧をモデルに説明

措置の番号は「方向性」－「方針（措置の基軸）」－「措置」の順番としている。
「継続、拡充、新規」で措置を区分している。

前：前期（令和７年度(2025)～12 年度(2030)）
後：後期（令和 13 年度(2031)～17 年度(2035)）
※線は実施時期等

「方針」を措置の基軸としている。

所有：文化財の所有者、管理者
地域：住民・地域団体、関係団体、民間企業等
専門：大学等研究機関、専門機関、学識経験者、実務者等
市　：浜田市・浜田市教育委員会

◎：事業・取組の主体
○：事業・取組の支援・協力、参加

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財把握調査の持続的な実施	1-(1)-①　継続的な文化財把握調査の実施 有形文化財(美術工芸品)、無形文化財など把握数の少ない類型・種別を考慮して、継続的な把握調査を実施します。	継続	○	○	○	◎		
	1-(1)-②　文化財市民調査員（仮称）の確保・養成 （文：省略…以下同様）	新規						
	1-(1)-③　文化財個別台帳の作成	拡充						
	1-(1)-④　寺社所蔵文化財総合把握調査の実施	拡充						
	1-(1)-⑤　文化財の情報受付・相談窓口の充実	拡充						
○○○	□-□-□						（継続）	
	◇-◇-◇							

※計画期間　実線：実施　※実施時期を問わず継続的に実施するものは、(継続)と記す

第１節「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置

本節では、第４章第２節「１　文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第 183 条の３第２項第３号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」等に関する措置です。

表 5-1　「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧　(1/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
（１）文化財把握調査の持続的な実施	1-⑴-①　継続的な文化財把握調査の実施 有形文化財（美術工芸品）、無形文化財など把握数の少ない類型・種別を考慮して、継続的な把握調査を実施します。	継続	○	○	○	◎		
	1-⑴-②　文化財市民調査員（仮称）の確保・養成 文化財把握調査を担う調査員を市民から専任し、研究会等を通じて調査方法の習得を促すなど、文化財市民調査員（仮称）の仕組みや人材の確保・育成に努めます。	新規		◎	○	◎		
	1-⑴-③　文化財個別台帳の作成 把握調査で作成したリストにより現地調査を実施し、文化財の所在や状態、写真などを付けた個別台帳を作成します。同台帳には文化財カルテとしての役割も持たせます。	拡充	○	○	○	◎		
	1-⑴-④　寺社所蔵文化財把握調査の実施 寺社が所蔵する文化財の把握調査を行います。	拡充	○	○	○	◎		
	1-⑴-⑤　文化財の情報受付・相談窓口の充実 文化財に関する情報受付・相談窓口の充実を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
（２）文化財の詳細調査の計画的な実施	1-⑵-①　指定文化財の再調査 古い指定文化財を対象に、最新の知見により再調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	1-⑵-②　文化財の詳細調査の実施 専門家とも連携し、滅失の恐れがあるなど早急な調査が望まれる文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	1-⑵-③　浜田城・城下町総合調査事業 浜田城や城下町に関する様々な調査成果を統合し、総合的な調査を実施することで、浜田城や城下町のより重層的な価値を明らかにします。	新規	○	○	◎	◎		
	1-⑵-④　石造物詳細調査の実施 把握調査により、最も多く確認された石造物の詳細調査を実施し、市内の石造物の特徴を明らかにします。 なお、石造物は市民の認知度も高く、市民参画を図りながら、調査を実施します。	拡充	○	◎	◎	◎		

表 5-1　「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧　(2/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(3)調査結果の的確な整理・データベース化と公開	1-(3)-①　調査結果の収集・保管とデータベース化 各種媒体で公開されている市内文化財調査結果を広く収集し、紙やデジタルによる保管を推進します。 各種調査結果情報のデジタル化を行い、一元的なデータベースの構築・公開を行います。	拡充	○	○	◎	◎		
	1-(3)-②　時機に応じた調査結果等の公開 文化財の調査で得られた新たな成果について、現地での説明会等も実施することにより、時機に応じた調査結果等の周知に努めます。	拡充	○	○	◎	◎	(継続)	
	1-(3)-③　多角的な情報発信の推進 調査成果は、広報や資料館等での展示などとともに、ホームページをはじめとする ICT(情報通信技術)の活用など、多角的な情報発信する仕組みを整えます。	拡充	○	○	○	◎		

第２節「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置

本節では、第４章第２節「２　個々の文化財が守り活かされている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-2　「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧　(1/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
（１）文化財の保存・活用の法的措置と保存管理への的確な対応	2-(1)-①　指定等文化財候補リスト作成事業 未指定の文化財のなかで指定等候補になりうる文化財のリストを作成し、計画的な調査に備えます。	新規	○	○	○	◎		
	2-(1)-②　文化財の詳細調査の実施 （再掲：1-(2)-②） 専門家と連携し、指定・登録相当の価値が見込まれる文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	2-(1)-③　未指定文化財の指定・登録の推進 詳細調査により価値の明らかとなった未指定文化財に関して、浜田市文化財審議会などの関連機関と連携し、指定・登録の推進を図ります。	継続	○	○	◎	◎	（継続）	
	2-(1)-④　指定等文化財所有者との連携の推進 指定等文化財所有者とより緊密に連携し、所有者等が抱える課題を適切に捉え、必要な助言や指導を行い、文化財の保存・活用を支援します。	継続	◎	○	○	◎	（継続）	
	2-(1)-⑤　国指定文化財の保存活用計画の作成 国指定文化財の保存活用計画を順次作成します。	新規	○	○	◎	◎		
	2-(1)-⑥　補助・助成事業の把握・周知の推進 未指定文化財についても、行政及び民間の補助金や助成金が活用できる事例があるため、各補助・助成制度の把握と積極的な情報提供を行います。	継続	○	○	○	◎	（継続）	
	2-(1)-⑦　未指定文化財の保存・活用体制の構築 法的措置がない未指定文化財に関して、市民やまちづくりセンターなどと協力して、保存・活用を行える体制の構築を検討します。	新規	○	◎	○	◎		
	2-(1)-⑧　郷土資料整理活用事業 分散管理をしている市所有資料について、類型毎に集約するなど、整理を実施し、簡便な活用が可能となる管理を実施します。	継続	○	○	○	◎		
（２）文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実	2-(2)-①　出前授業等の充実と活用促進 文化財専門職員による出前授業や講演を継続的に実施します。また、その中で文化財保護の啓発にもつながるよう努めます。	継続	○	○	○	◎	（継続）	
	2-(2)-②　文化財座談会の開催 文化財専門職員と住民との双方向的な意見のやりとりが可能な座談会形式の機会の開催を図ります。	拡充	○	◎	○	◎	（継続）	
	2-(2)-③　指定記念企画展開催事業 資料館施設等において、文化財指定等の記念年などに企画展を開催します。	継続	○	○	○	◎	（継続）	

表 5-2　「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧　(2/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(2)文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実	2-(2)-④　石州半紙ワークショップの支援 文化財の修復に広く利用されている石州半紙の魅力を多くの人に周知し、ひいては文化財保護の啓発に寄与するため、石州半紙技術者会が開催するワークショップの支援を行います。	拡充	◎	○	○	◎	(継続)	
	2-(2)-⑤　文化財周遊マップ作成事業 文化財周遊マップを作成し、まちあるきなどの体験学習時の活用を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
(3)文化財を活かしたふるさと教育の充実	2-(3)-①　体験的な教育活動の支援 ふるさと学習や歴史学習の際に、授業に合わせた実物資料（考古）を貸し出す仕組みを整え、実物に触れることで一層ふるさとへの愛着を高めます。	新規		○	○	◎		
	2-(3)-②　ふるさと浜田の歩みの改訂 利用者の意見を反映し、また、最新の知見を取り入れるなど、定期に改訂を行い、内容の充実を図ります。	継続			○	◎	(継続)	
	2-(3)-③　ゲストティーチャーの紹介 地域の歴史文化に詳しい方をゲストティーチャーとして学校へ紹介することで、地域に根付いた学習内容の推進を図ります。	新規	○	◎	○	◎		
(4)文化財の保存・活用の担い手・団体の確保・育成	2-(4)-①　担い手づくりの推進 石見神楽をはじめ、無形の文化財の関連団体等と連携し、担い手の確保・育成を支援します。また、その価値や魅力を発信することで、保存・活用のための活動を促進し、市民の主体的な参加を後押しします。	継続	○	◎	○	◎		
	2-(4)-②　ボランティアガイドとの連携・協力 浜田市観光ボランティアガイドの会と連携し、最新の調査成果の提供など学習機会の支援を継続的に行うことで、ボランティアガイドの養成に協力します。	継続	○	◎	○	◎	(継続)	
	2-(4)-③　研究団体との連携と支援 本市の歴史文化の調査・研究に取り組む団体と連携し、活動の支援に努めます。また、関係団体との連携調査事業の可能性を探ります。	継続	○	◎	○	◎		
	2-(4)-④　指定等文化財所有者との連携の推進 （再掲：2-(1)-④） 文化財の所有者などの担い手とより緊密に連携し、所有者等が抱える課題を適切に捉え、必要な助言や指導を行い、文化財の保存・活用を支援します。	継続	◎	○	○	◎	(継続)	

表 5-2　「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧　(3/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(5)文化財の保存・活用のための整備への対応	2-(5)-①　説明板等の設置更新 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板等の更新を計画的に実施します。	継続	○	○	○	◎	(継続)	
	2-(5)-②　文化財解説多言語化事業 既設の文化財説明板にＱＲコードを貼り付け、多言語解説のホームページを閲覧できるようにします。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(5)-③　新資料館整備事業 市全体の歴史文化を通覧できる博物館施設整備の検討を進めます。	拡充	○	○	○	◎		
(6)文化財に関する情報提供・発信とガイダンスの充実	2-(6)-①　未指定文化財のホームページ掲載 未指定文化財の情報をホームページに掲載することで、広く市民への周知を行い、地域の歴史への関心や文化財の保存・活用への意識の向上を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(6)-②　支所展示の充実 支所展示において、住民・地域団体と連携することで、地域ぐるみで文化財の保存・活用を考える機運醸成を図るとともに、文化財をめぐるガイダンス機能の役割も持たせます。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(6)-③　文化財資料デジタルアーカイブ事業 デジタルアーカイブの構築を行い、広くの資料へのアクセスの活発化を図ります。 ※「1-(3)-①　調査結果の収集・保管とデータベース化」と連携した措置	新規	○	○	○	◎		

第３節「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置

本節では、第４章第２節「３　文化財が災害等から守られている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-3　「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置一覧　(1/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
（１）文化財の防災対策の強化	**3-(1)-①　文化財ハザードマップの作成** 浜田市防災ハザードマップをベースに、文化財に関わる災害危険箇所等を示す「文化財ハザードマップ」を作成し、災害に対する危険性を予め把握するとともに、その周知を図ります。	新規	◎	○	○	◎		
	3-(1)-②　文化財防火デーにおける防災訓練・啓発と実態把握 文化財防火デーに合わせた現地立会や啓発活動を継続し、文化財に対する防火・防災意識の向上を図ります。 また、未指定文化財についても、計画的・段階的に防災対策等の状況の確認に努めます。	継続	◎	○	○	◎		
	3-(1)-③　災害史調査事業 災害史や災害にまつわる文化財の情報をデータベース化し、公開可能なものをインターネットで公開し、防災意識の向上を図ります。	新規	○	○	○	◎		
	3-(1)-④　文化財の危機管理の仕組みづくり（文化財レスキュー等） 災害等が発生したときに文化財を守る連絡網の整備、文化財（美術工芸品等動産）を避難させる方法を検討します。 また、文化財が被害に遭った場合、被害の調査や復旧・修復の方法・体制を確保・周知し、いざというときに的確に対応できるようにします。 これらの検討過程においては、状況に応じて文化財防災センターに協力を仰ぎ、必要な支援を受けます。	拡充	◎	◎	◎	◎		
	※国・県等関係機関との連携（「5-(1)-③」を参照）	継続			○	◎		

表 5-3　「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置一覧　(2/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(2)文化財の防犯対策の強化	3-(2)-①　文化財個別台帳の作成（再掲：1-(1)-③） 把握調査で作成したリストにより現地調査を実施し、文化財の所在や状態、写真などを付けた個別台帳を作成します。同台帳には文化財カルテとしての役割も持たせます。 この台帳を、文化財の防犯対策の基礎資料としても活用します。	拡充	○	○	○	◎		
	3-(2)-②　文化財の防犯体制の強化 指定等文化財情報を地域・消防・警察などと共有することで、防犯の体制強化を図ります。 また、文化財の把握調査等を踏まえ、未指定文化財の防犯体制の強化を検討し、その具体化に努めます。	拡充	○	◎	○	◎		
	3-(2)-③　まちづくりセンター連携強化事業 地域の拠点であるまちづくりセンターとの連携を強化し、文化財の周知徹底を図ります。また、防犯に関する掲示を行うことで、市民の文化財保護意識の高揚と、防犯体制の構築を目指します。	継続	○	◎		◎		

第４節「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置

本節では、第４章第２節「４　文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-4　「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置一覧

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
（1）文化財をつないだ保存・活用とまちづくり	4-(1)-①　文化財の詳細調査の実施 （再掲：1-(2)-②） 専門家と連携し、早急な調査が望まれる文化財や調査実施がなされていない分野の文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(1)-②　日本遺産の充実 構成文化財に準ずる「準」構成文化財を整理し、日本遺産の構成文化財のつながりを充実させる調査を重ねます。	継続	○	○	◎	◎		
	4-(1)-③　浜田城資料館展示事業 浜田城資料館において、日本遺産に関する企画展示を継続的に実施するとともに、ミニコーナーを設けるなどより身近に日本遺産が感じられるような展示を目指します。	拡充	○	○	○	◎		
	4-(1)-④　ストーリーをもった資料展示の推進 資料館の展示について、展示品同士の関連性やストーリーを意識した展示を目指します。	新規	○	○	○	◎		
	4-(1)-⑤　関連文化財群の展開 歴史文化の特性を踏まえ、文化財をつないで活かすテーマ等を検討し、それらの中から優先度の高い関連文化財群を設定し、具体化を目指します。	新規	○	◎	○	◎		
（2）文化財の面的な保存・活用とまちづくり	4-(2)-①　文化財の詳細調査の実施 （再掲：1-(2)-②） 専門家と連携し、早急な調査が望まれる文化財や調査実施がなされていない分野の文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(2)-②　浜田城・城下町総合調査事業 （再掲：1-(2)-③） 浜田城や城下町に関する様々な調査成果を統合し、総合的な調査を実施することで、浜田城や城下町のより重層的な価値を明らかにします。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(2)-③　文化財を活かしたまちづくり活動の促進（支援） 住民・地域団体等が主体となった文化財を活かしたまちづくりに関する情報（事例、方策等）の提供等を通じ、活動を促進します。 また、文化財を活かしたまちづくり活動の状況、及び住民ニーズを勘案しつつ、まちづくり交付金や民間の支援制度の活用を検討し、具体的な支援に努めます。	拡充	○	◎	○	◎		

第５節「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置

本節では、第４章第２節「５　文化財がみんなに支えられている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第 183 条の３第２項第５号関係「[その他文部科学省令で定める事項]…文化財の保存・活用の推進体制」に関する措置です。

表 5-5　「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置一覧

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
（１）関係機関・専門家との連携の充実	**5-⑴-①　島根県立大学との連携の発展** 島根県立大学との連携を発展させ、学生と協働で本計画の措置に取り組んでいけるような仕組みを検討します。	拡充			◎	◎		
	5-⑴-②　専門家・研究機関との連携 個別に調査を行う研究者とのつながりを保持し、本市の歴史文化を題材に、組織的な調査・研究が実施できるよう連携を発展させます。	拡充			◎	◎		
	5-⑴-③　国・県等関係機関との連携 引き続き、県内の文化財関連機関との連携を図り、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの専門機関の協力の確保に努めます。	継続			○	◎		
（２）文化財行政及び庁内連携の充実	**5-⑵-①　文化財行政に関わる職員の研修・学習機会の充実** 文化財行政に携わる職員の資質の向上やスキルアップに向け、研修や学習機会の充実を図ります。また、専門の異なる相互の職員の情報共有を進め、協力・連携の体制を高めます。	継続			○	◎	（継続）	
	5-⑵-②　庁内横断的な情報共有の推進 文化財の保存・活用の取り組みを全庁的に推進するため、庁内横断的な情報共有を進め、他部局の関係者に文化財に対する理解を浸透させます。	継続				◎		
（３）地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり	**5-⑶-①　まちづくりセンター連携強化事業** **（再掲：3-⑵-③）** 地域の拠点であるまちづくりセンターとの連携を強化し、文化財の周知徹底を図ります。	拡充	○	◎		◎		
	5-⑶-②　民俗芸能の保存・伝承事業の推進 石見神楽や田囃子等の地域に根ざした民俗芸能を市民一体となって守り、歴史や技術を後世に伝えていけるよう取り組んでいきます。	拡充	◎	◎	○	◎		
	5-⑶-③　民間施設との協力体制の構築 民間施設に関しても、掲示物の依頼を行えるような協力体制の構築を行います。（ホテル・道の駅等）	拡充	○	◎		◎		
	5-⑶-④　地域ぐるみの文化財の保存・活用体制の構築 文化財の保存・活用に関して、住民・地域団体やまちづくりセンター等と協力して、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で保存・活用を行える体制の構築を図ります。	拡充	◎	◎	○	◎		